



Title	フランス法における子の第三者への委託：子の利益のための「一時性」と「安定性」
Author(s)	白須, 真理子
Citation	阪大法学. 2016, 66(3-4), p. 371-396
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79189
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス法における子の第三者への委託

——子の利益のための「一時性」と「安定性」——

白 須 真理 子

はじめに

一 委託の「一時性」

1 共同親権における第三者への委託

(1) 居所の指定と親権

(2) 裁判官による第三者への委託

2 第三者への「日常的行為」権限の付与

(1) 意義

(2) 親権への影響

二 委託の「安定性」

1 安定性の獲得

(1) 子の利益の転換

(2) 子の取戻し制限

2 安定性の確保

おわりに

はじめに

本稿は、フランス法において子が第三者へ委託される措置の分析をとおして、子の利益の段階的な評価の意義と実際を明らかにすることを目的とする。第三者への委託とは、子の居所が第三者の住所へ定められることを意味し、それによつて子と親権者は分離されることとなる。この措置は、一方で、親権者による監護教育こそが子の利益となるという意味において、「一時性」を帯びる(一)。他方、子の生活の安定性も子の利益と評価されうる。措置により得られた安定性が子の取戻しを妨げ、それが親権の制限に繋がることがある(二)。これらの各段階において、親権者と第三者の権利義務がどのように調整されるのかを見ることによつて、本稿の目的を達成する。

「子の利益」概念が可塑性に富むことに、疑いの余地はない。ところで、父母以外の第三者が子を監護する可能性については、日本法においても、民法七六六条を根拠に認められるものと解されているが、その措置の基準となるのは、「子の利益」である。このとき監護者の有する権利義務の範囲について明文規定はなく、解釈に委ねられている。⁽²⁾ フランス法において、「一時性」という時間的枠組みの中で第三者に認められる権限は最低限のものであるから、その分析は、わが国における監護(権)概念にもひとつの視点を与えうるものと考ええる。

一 委託の「一時性」

フランス法において、親権は、「子の利益を目的とする権利および義務の総体」(仏民三七一条の第一項⁽³⁾)であり、「子をその安全、健康および精神において保護し、かつ、子の教育を保障しその発達を可能とする」目的をもつ(同条二項)。子の居所指定権も、親権の一内容として構成され、「子は、父母の許可なしに家族の家を去ること

ができ」ず、「法律が定める必要な場合においてのみ、その家から引き離されうる」(三七一条の三)。したがって、父母がその合意に基づいて子を第三者へ預けることは許されるとしても、そうでないかぎりには、明文上の根拠が重要な、例外的な措置ということになる。明文があるのは、裁判官による第三者への委託措置の場合(三七三条の三、三八〇条など)と、育成扶助の場合(三七五条の三)である。⁽⁵⁾そして、この例外的な措置をもたらす事情がなくなれば原則に戻るという意味において、措置は「一時的」であるものとされる。⁽⁶⁾

ところでフランス法において親権は、原則として、両親により、婚姻中も離別後も共同で行使される(三七二条一項、三七三条の二第一項)。⁽⁷⁾このような親権共同行使原則のもとで(1)、例外的・一時的に与えられる第三者の権限について検討することによって(2)、委託措置の一時的の意義を考察する。

1 共同親権における第三者への委託

(1) 居所の指定と親権

子の居所を決定するのは、父母である(三七一条の三)。⁽⁸⁾両親の一方が親権を行使している場合はその一方が、双方が行使している場合は双方が共同して、決定する。⁽⁹⁾また、親権の行使態様にかかわらず、両親自身が、⁽¹⁰⁾あるいは裁判官が、子の居所を第三者の住所と定めることもできる。⁽¹²⁾しかし、両親が合意するか、裁判官が決定しないかぎりには、子の居所は両親の一方の住所と定めなければならない。⁽¹³⁾要するに、原則として、子は父母の許で生活するのであり、第三者の住所で生活するのは例外的な場合である。⁽¹⁴⁾

(2) 裁判官による第三者への委託

前述のとおり、例外的な措置として子が家族の家から引き離されるのは、法律で定めた場合にかぎられる(三七

一条の(三)。本稿では、家族事件裁判官による第三者への委託措置（本稿では、「単純委託」という。）の場合（三七三条の(三)と（i））、育成扶助における託置（placement）の場合（三七五条の(三)を（ii））検討の素材として扱う。¹⁵ここでは、まず、両措置が採られるための要件とその一時性を確認する。

（i）単純委託

三七三条の三第二項によれば、「裁判官は、例外的かつ子の利益がそれを要求する場合に、とくに両親の一方が親権の行使を奪われているときには、子の血族を優先して選択される第三者に子を委ねることを決定することができる」。こうして（家族事件）裁判官が子を第三者へ委ねたときには、子の通常の居所が当該第三者の住所と定められたものと理解される。¹⁶また、同条三項は、次のように定める。「例外的事情がある場合には、両親の離別後に親権の行使の態様について裁判する家族事件裁判官は、両親の生存中でも、親権を行使する両親の一方が死亡した場合に子が生存者に委ねられないよう決定することができる。この場合には、裁判官は、子が仮に委ねられる者を指名することができる。」

A 趣旨

これらの規定の趣旨は、次のように説明することができる。まず、三七三条の一は、「父母の一方が死亡し、又は親権行使を剥奪されている場合には、他方が単独で親権を行使する」ことを定める。そして、三七三条の三第一項は、両親の離別の場合に、親権行使ができる状態にある「父母の一方が親権の属性の一部を奪われている場合」であっても、三七三条の一に定められる親権の自動的移行が妨げられないものとする。この一項の規定に従えば、離別後、たとえば母（親権者）と生活してきた子は、母の死亡により、自動的に父（親権者）の許で生活することになる。しかし、そのような自動的移行が子の利益にとって望ましくない場合がありうる。そこで、三七三条の三

第二項により、第三者への子の委託の可能性が認められている⁽¹⁷⁾。さらに三項は、両親の生存中であっても、一方が死亡した場合には子が生存親に委ねられないよう、あらかじめ決定することを認める。もともと、ここで注意が必要なのは、同条二項・三項による第三者への委託によって、生存親の親権行使が妨げられるわけではないということである。生存親への親権行使の自動的移行は、親権を根拠とする居所指定権の自動的移行を意味する。その帰結として、子の居所は生存親の住所に定められるが(三七一条の三)、この居所指定権についての妨げようとするのが、裁判官による子の単純委託措置(三七三条の三第二項・三項)である。

なお、裁判官は、家族の状況や子が生活し育てられる条件について情報を収集するために社会的調査をおこなったり(三七三条の二の二)、子の意見を聴取したりして(三八八条の一)、子の委託措置の可否を決定する。

B 要件⁽¹⁸⁾

(a) 「例外的かつ子の利益がそれを要求する場合」(第二項)

「例外的かつ子の利益がそれを要求する場合」とは、たとえば、学説には、親の怠慢(carence)、無関心(indifference)、不適性(inaptitude)を挙げるものがあるが、子を争いの中立的な位置から免れさせる必要性を指摘するものもある⁽²⁰⁾。裁判例には、①母が精神的かつアルコール中毒によって重大な問題があったので子が父に委ねられた後で、父のパートナーによる虐待があったために、母方の祖父母に委ねられた事例がある⁽²¹⁾。また、②母の死亡後、父に新たなパートナーが見つかるまでの間祖母の許で暮らしていた子について、その後父がパートナーと別れることとなったときに十三歳となっていた子が、祖母宅へ戻ることを明確に望んでいた事案で、父には仕事上の拘束があり子とのコミュニケーションも困難で、両者の関係には限界があること、父は洗濯や予防接種等の日常的に必要なことに常には対応できないことを理由として、子の居所を祖母宅に定めた事案がある⁽²²⁾。さらに、③幼い頃から母

方の祖母の家で養育されてきた子について、その母死亡後、父の単独親権となった事案で、子の祖母宅での養育継続は、母に対する服喪期間の程度で認められるとしつつ、その後は父の許へ戻されるべきであるとして、祖母に（父への子の返還を前提として）子の委託を認めつつ、父の宿泊権（父宅への宿泊の機会）の拡大を認めている。⁽²³⁾

①は他方親自身の不適切性ではないこと、②は子の年齢によつてはその意思が重視されること、③は他方親との漸次的な再統合のための措置として用いられていることに、とりわけ注目すべきであろう。なお、条文上は、「とくに両親の一方が親権の行使を奪われているとき」に限定されているが、判例によれば、⁽²⁴⁾両親の一方が死亡している場合や親権の行使を奪われている場合に限定されない。

(b) 「例外的事情」（第三項）

第三項は、「例外的事情」を要件に、両親の死亡前の委託措置決定を認めている。この要件は、一九七〇年六月四日の法律の準備作業段階で父母の権利に対する侵害を危惧して、設けられたといわれている。⁽²⁵⁾したがって、裁判官がこれを判断するに当たっては、最大の慎重さが要求される。⁽²⁷⁾ここでは、子にとって実現が避けられるべき潜在的な危険が存在するかどうかを評価するものとされるが、実際には、「子の利益」のみが基準となるとの指摘がある。⁽²⁸⁾もっとも、そこでの子の利益とは、第三者に委ねれば子の利益が確保されるというだけでは不十分で、生存権に委ねたものでは子の利益に反することが証明されなければならない。⁽²⁹⁾

「例外的事情」を肯定した裁判例では、母親と暮らす二人の子（息子・娘）について、（ア）父親は訪問権をまったく行使しようとせず、自分の子であることを公然と否認し、かつ自らの母親に孫と会わせないなど、子に対して無関心であること、（イ）息子は、父親が自らに対して何らかの権限を持つことを恐れていること、（ウ）重い障害をもつ娘は、生活環境が変わることで動転するかもしれないことを理由に、父親ではなく、母親の妹に委ねること

をあらかじめ決定している⁽³⁰⁾。「例外的事情」を否定した裁判例では、(ア)申立人である母親が冒されたという病気の現実性も、その徴候の性質も証明されていないこと、(イ)親権を共同行使する父親が訪問権を定期的に実行していないとか、万が一の場合に父親では子どもを引き受けられないとかといった事情も証明されていないことが理由として挙げられている⁽³¹⁾。

(c) 「第三者」

ここでいう第三者は、血族が優先されるから(同条二項)、祖父母や、おじ・おば等をまず想定することができる。もつとも、適切な血族がない場合には、親の一方の死亡のときまで子と生活を共にしてきた継親のような者も、選ばれる余地がある⁽³²⁾。血族以外の第三者に委ねた裁判例として、たとえば、①両親の高葛藤の中での離別後、子は母と生活してきたが、母の第二の夫(継父)と信頼関係を築くことができていた事案で、母の死亡後、実父は強硬で愛情に欠ける態度をとり、訪問権の行使もかぎられたものでしかなかったのに対し、継父は実父と子との関係を妨げることもないこと、また成人した兄も継父の許で暮らしていることから、継父への委託を認めた事案がある⁽³³⁾。また、②五人の子のうち、コモロ諸島マヨットに住む母との生活を望まない上の三人の子について、父とそのパートナー(concubine)宅を居所と定めた事案がある。父は投獄中であることから、そのパートナーへの委託が決定された(下の二人の子については母宅へ居所指定)⁽³⁴⁾。二〇〇二年三月四日の法律による改正前の規定(旧二八七条の一)⁽³⁶⁾では、「血族を優先して選択される他の者」か、それが不可能なことが明らかであれば、「育成施設(établissement d'éducation)」に委ねることも認めていた。改正後の規定からは「育成施設」が消えているが、これが法人を除外する目的に基づいていたかどうかは明らかでない⁽³⁷⁾。なお、この申立てを行うことができるのは、両親の一方又は検察官である。第三者は直接申立てることできないが、検察官をとおして申立てが可能である⁽³⁹⁾。

(d) 要件の再定義——「子の利益」

子が危険な状態にある場合には育成扶助制度（三七五条）が、親が子に対して明白に無関心である場合には親権の強制委譲制度（三七七条二項）が、不適格である場合には親権の取上げ制度（三七八条以下）があることからすると、これらの措置よりは重大でない状況において、「子の利益」を基準に用いられればよいとする見解がある。⁽⁴⁰⁾

C 一時性

三七三条の第三二項・三項の適用対象となった親は、態度が改まれば（*samende*）⁽⁴¹⁾、あるいは第三者に委ねる理由が無くなったことを正当化する状況を証明すること⁽⁴²⁾で、その権利義務を回復する。規定の文言上は、三七三条の第四二項「……子を仮に第三者に委ねて」、三七四条の一「……子を仮に第三者に委ねること」などの表現が見られる。「仮に（*provisoirement* 又は *à titre provisoire*）」という表現の趣旨は、変化しうる「子の利益」を考慮して、いつでも修正・決定する権限を裁判官に与えただけとも読み取りうる。しかし、そうではなく、⁽⁴³⁾「一時的（*temporairement* 又は *à titre temporaire*）」であることの意味するものとされる。この措置は、一時的に両親と離れることに子の利益があるがゆえに、用いられるのである。⁽⁴⁴⁾なお、これらの規定は、三七三条の第三二項・三項とは性質が異なり、次の措置として後見が想定されている場合について定めている。その意味で、一時的な性質は三七三条の三よりも強い。⁽⁴⁵⁾また、前述 B (a) ③判決に見られるように、生存親への子の返還を前提として単純委託が決定される場合には、その一時性は明らかである。

(ii) 育成扶助における託置⁽⁴⁶⁾

A 趣旨

育成扶助制度は、子が危険な状態にあるときに、裁判官の命令によって、その子を保護するために採られる措置

である。子の保護と親権の尊重との、一定の均衡が探求されることになる。⁽⁴⁷⁾ その方法には、子とその家庭に対する在宅支援と、子を家庭から引き離して施設や里親などの第三者に委ねる託置の方法がある。その目的は、子を血縁関係的な心の交流の下で育成することにあるから、可能なかぎり子の現在の環境⁽⁴⁸⁾が維持されなければならない（三七五条の二第一項）。そのため、託置よりは在宅援助が優先される。⁽⁵⁰⁾

B 要件

育成扶助は、「……未成年者の健康、安全若しくは精神が危険な状態にある場合、又は、その教育若しくは身体的、情緒的、知的および社会的発達が著しく損なわれている場合」に、命じられうる（三七五条一項）⁽⁵¹⁾。その一環としての託置については、次のような定めがある。すなわち、子の保護が必要な場合には、児童裁判官は、子を「家族の他の構成員又は信頼に値する第三者」（二号）や「県の児童社会扶助機関」（三号）などの施設に委ねることを決定することができる（三七五条の三第一項）。

C 一時性

三七五条の六は、「育成扶助に関する裁判は、いつでも、あるいは職権で、あるいは父母共同の、又はその一方の、又は後見人の、未成年者自身又は檢察官の申請に基づき、裁判官によって変更され又は撤回されうる」と定め、育成扶助措置の暫定性を直接的に示している。また、育成扶助措置の期間は、原則として二年を超えることができないが（三七五条三項）⁽⁵³⁾、ここにも、措置が可能なかぎり一時的であるべきことが表されているといえよう。もっとも、この期間は、理由を付した決定によって更新することができ（同条同項）、更新回数の上限は設けられていない。

以上、1では、子が第三者へ委託される場合について、その要件と一時性を概観した。単純委託に関しては、両

親の離別後、一方の親の許で生活する子が、どのように他方親とかわり、どのように（祖父母・継親等の）第三者と事実上かわってきたかが、一方の親の死亡後の子の委託に大きく影響しているといえそうである。この点は、わが国における単独親権者死亡後の親権者変更の可否を決する基準と近似しているようにも思われる。しかし、フランス法において、1（2）（i）B(a)③判決に見られるような子の返還を前提とした委託は、日本法の後見制度のもとで行われることはない。その意味で、フランス法の単純委託はやはり一時性に特徴があり、また、両親の離別やその一方の死亡の場合に限られないという意味で、より広範な場合が想定されている（裁判官の裁量の余地が大きい）ということができそうである。これに対して、育成扶助における託置は、現に子を養育している親から子を分離することになる点が特徴的であろう。第三者との愛着を重視するというよりは、親からの分離に力点が置かれている。その一時性は、二年の期間制限という形で宣言されているが、回数の上限なく更新が可能であることは、この一時性を緩和している。ここからは、そのような一時的措置の担い手として子を引き受けることとなった第三者に与えられる権限がいかなるものであるのかを見る。措置が一時的であるとするならば、そこで与えられる権限は大きくないこと、それが親権に与える影響もまた大きくはないことが予想される。

2 第三者への「日常的行為」権限の付与

三七三条の四第一項によれば、「子が第三者に委ねられたときは、親権は引き続き父母によって行使される。ただし、子を委ねられた者は、その監督および教育に関するすべての日常的行為を遂行する」。ここでは、第三者に与えられる権限の意義（1）と、それが親権に与える影響（2）について、考察する。

(1) 意義

(i) 「日常的行為」

「日常的行為」の用語に明確な定義はないが、通常、「過去と断絶せず、かつ、子の将来を拘束しない行為」と表現される。⁽⁵⁴⁾ 例として、行政上の請求（身分証明書の請求、パスポートの請求、学校への登録、子に関する資料の請求）、学校生活上の日常的な事柄（送り迎えなど）、スポーツクラブや音楽教室への登録、医療機関での日常的な治療（浅い傷、軽度な感染症、歯の定期検診）を受けることなどが挙げられる。

子を委ねられた第三者は「子の監督および教育に関する日常的行為」をおこなう結果、親権を行使する親はそれ以外の日常的行為について単独でおこなうことができる。では、親のそれは何を指すか。基本的には、子の「健康」に関する日常的行為と考えられる。⁽⁵⁵⁾ しかし、実際上は、これを親が行使するからという理由で、子を預かる第三者が単に検診へ連れて行くこともできないのはおかしいとの指摘がなされる。⁽⁵⁶⁾ また、「監督および教育」を広く捉え、子の健康もこれに含める見解もある。⁽⁵⁷⁾ この見解によれば、右に挙げたとおり、子のための日常的な治療も、当該第三者に与えられる日常的行為権限に含まれるものと考えられる。

(ii) 親への付与と第三者への付与との相違

「日常的行為」の行使は、共同親権における父母間においても、一定の役割を果たしている。すなわち、三七二条の二によれば、「善意の第三者に対しては、両親のそれぞれは、単独で子の身上に関して親権の日常的行為を行うときも、他方と一致して行為するものと推定される」。先述の第三者に認められる日常的行為（三七三条の四）と比べると、親のそれが「子の身上に関する」ものであるのに対して、第三者のそれは「子の監督および教育に関する」ものであるという違いがある。子を委託された第三者がおこなう日常的行為は、離れて暮らす両親の同意が

推定されうるだろうか。また、「身上」と「監督および教育」とは、その範囲が異なるものと理解されるのであろうか。第一の点について、次のように理解する立場がある。⁽⁵⁸⁾三七二条の二に定められる日常的行為に対する推定は、親権を行使する両親間の合意にその根拠を置いている。互いに他方の名で（重要でない）行為をおこなうことができるのは、親権を行使しているからである。⁽⁵⁹⁾これに対して、三七三条の四に基づいて同意は推定されない。これらの日常的行為をおこなうことができるのは、子と共に生活する者が日常的な世話をおこなうことのできるように、その者に対して直接に認められた権限だからである。もつとも、当該第三者は、その他の第三者に対して、行為が日常的なものであるかぎり、対抗可能であるとされる。第二の点については、立場が分かれる。すなわち、一方で、伝統的には、両者に差はないと考えられてきた。⁽⁶⁰⁾他方、少なくとも文言上は、三七三条の四にいう「監督および教育に関する日常的行為」は、三七二条の二にいう「身上に関する日常的行為」よりも、身上一般に関する行為ではない点で、⁽⁶¹⁾制限的である。⁽⁶²⁾また、子の方向性にかかわったり将来を拘束したりする行為でなく、かつその行使が直ちに必要な日常的な行為に限られるべきとする見解もある。⁽⁶³⁾

(2) 親権への影響

第三者に認められる右のような権限が親権に与える影響について、理論上（i）と実際上（ii）に分けて検討したい。

(i) 理論上の影響

A 子の第三者への委託（単純委託）

裁判官が子の居所を両親の一方と定めるのは「親権行使の態様」に関する判断であるけれども、第三者への委託措置を決定することは、この判断には当たらない。⁽⁶⁴⁾したがって、この措置の決定があつたとしても、両親による親

権行使態様には影響を与えない⁽⁶⁵⁾。さらに、前述のとおり、三七三条の四第一項⁽⁶⁶⁾は、「子が第三者に委ねられたときは、親権は引き続き父母によって行使される」と定めるから、第三者への委託は父母による親権行使には影響を与えないようにもみえる。また、親権を制限する他の制度と比較すると、この措置が必要最小限の権限しか第三者へ与えていないことがわかる。たとえば親権の委譲制度（三七七条～三七七条の三）では、委譲の対象となるのは「親権の行使」⁽⁶⁷⁾であり、移転委譲の場合、委譲者たる親は「親権の行使」を失うことになる。また、親権の取上げ（三七八～三八一条）は、親権のすべての属性を対象として失うことになる（三七九条）。これに対して、第三者への単純委託措置がなされたとしても、親は親権の行使を失わない。子の監督および教育に関するすべての日常的行爲の点で、第三者との権利義務の調整が必要になるのみである。その意味で、理論上は、親権に対する影響は最も小さいということができそうである。

B 育成扶助（託置）

三七五条の七第一項によれば、「育成扶助の措置の利益を受ける子の父母は、この措置と相反しない親権のすべての属性を行使し続ける」。したがって、親権に対する影響は、児童裁判官によって決定される措置の内容によって異なる。もともと、育成扶助における託置がなされる場合でも、三七三条の四の適用を受ける。つまり、託置の相手方は、単純委託措置の場合と同様に、子の監督および教育に関するすべての日常的行爲の点で、他の第三者との権利義務の調整が必要になる。それ以外の部分では、例外的にせよ、第三者（託置の相手方）が日常的でない（「重要な」）行爲もおこなうことができる（三七五条の七第二項⁽⁶⁸⁾）点で、単純委託措置と比べると、親権への影響の程度は大きい。さらにいえば、親権者の「濫用的若しくは正当化されない拒否又は懈怠」があった場合にかぎられるとはいえ、児童裁判官の許可があれば、当該第三者は親権に属するすべての行爲をおこなうことができるのであ

るから（同条同項）、親権の一部委譲（*délégation partielle de l'autorité parentale*）と同等の措置ともなりうる。⁽⁶⁹⁾

（ii）実際上の影響

A 親権行使者と不行使者

子が裁判官により第三者へ委ねられた場合、親権を行使する親は、自動的に子の居所指定権を失う。⁽⁷⁰⁾ この親が権利義務をもつのは、子の生活に関する重要な決定についてだけである。その結果として、この親の権利義務は、親権を行使しない親の権利義務に近づく。親権を行使しない親には、監督権に基づいて（三七三条の二の第一四項）、親権行使者による、あるいは第三者による決定について知らされる権利があり、かつそれに異議を申し立てうるからである。さらに、託置がおこなわれる場合、通信権・訪問権・宿泊権に制限がかけられることがある。「子の利益がそれを要求する場合には」、裁判官により、これらの権利の全部または一部の一時的停止が決定されることがあるのである（三七五条の七第四項）。これらの権利は、親権を行使しない親にも認められている（三七三条の二の第一二項）ことからすると、このような停止——とりわけ、子との接触が断たれることとなる全部の停止——があつた場合には、託置後に親権行使者である親に与える影響は小さくない。

B 同居の重要性

単純委託された第三者は子の教育に関する日常的行為しか行わないけれども、子の教育の主要な部分を作り上げるのは、まさしく、単純で、かつとりわけ日常的な行為であるといわれることがある。⁽⁷¹⁾ 子の教育は、子を引き受けることとなった者の許に子が居ることと切り離せないのである。⁽⁷²⁾ 日常的な教育の重要性は、結局のところ、子との同居の重要性に繋がる。実際、二〇〇二年法の準備作業段階でも、交替居所を承認する根拠は、子との日常性が重要であるという理解に基づいていた。⁽⁷³⁾

要するに、理論的には親権に対する影響が最も小さいはずの措置は、子との同居を実現する性質上、実質的には大きな影響を与えることになるといえる。

二 委託の「安定性」

一では、子の第三者への委託が、一時的な措置としておこなわれることを確認した。また同時に、それによってあるいは、そうであるにもかかわらず——、第三者の果たす役割の大きさも発見した。ここからは、この委託が「安定性」をもたらしうることを示し、その安定性が獲得された場合に採られうる措置について、ごく簡単に紹介する。

1 安定性の獲得

(1) 子の利益の転換

一時的な措置としておこなわれた委託の結果、子の居所が第三者の許にある場合、時の経過によって、子の利益が転換することがありうる。時の経過が子にその生活上の安定をもたらすということである。一時的な措置とはいえ、いったん（親から分離するという）「子の利益」に基づいてなされた措置が終了するためには、子の利益が転換する前に、親の状況が改善しなければならない。実際、たとえば、子の委託措置が終了するのは、「親の態度が改まった場合」や「第三者に委ねる理由が無くなった場合」であることを確認したが（一1（二）（i）C）、態度が改まらない場合・理由が無くならない場合には、措置は継続されることになる。この継続が子の生活に安定をもたらしたとき、子の利益は、親の住所へ戻るのではなく、第三者の住所に留まること（⁷⁴）に変わりうる。

もつとも、この事態は、慎重に検討されなければならない。これまで見てきたように、単純委託も育成扶助も、ともに「一時性」を目的としているからである。では、子の利益の転換はありえない——あつてはならない——だろうか。判例(i)・学説(ii)は一致を見ない。

(i) 判例

先述したように、判例は、三七五条の二第一項にいう「(未成年者の)現在の環境 (son milieu actuel)」とは、「原則として、子の生来の家庭環境 (le milieu familial naturel de l'enfant)」であることを確認している。そうである、一方では、生後すぐに、あるいは生後三日で、あるいは生後二ヶ月で預けられた子であれ、親からの請求によつて子の取戻しを認めている。他方、父に非難すべき点はないものの、長年祖父母と生活してきた子の環境を変えることは、(精神障害を抱える)子の健康にとつて有害であるとの理由で、父による子の取戻しを認めない例もある。⁽⁷⁹⁾ また、より一般的には、「(三七五条の三の)適用は、未成年者が現に生来の家庭環境にいることに依存しない」という言い方で、母親が子の取戻しを望む場合にも、子を育ててきた第三者へ委ねることを認めている。⁽⁸⁰⁾ 後二者の例は、子の利益が、「子の生来の家庭環境」への復帰から、現にある生活の安定性へと転換しているものといえる。

(ii) 学説

学説は、「一時性」を強調して、⁽⁸¹⁾ 子の生活の継続性の保護のために三七三条の三を用いる裁判例を批判する。⁽⁸²⁾ しかし、二〇〇二年法改正によつて三七三条の三の文言が変更されたことで、そもそも同条の「一時性」を否定する立場もある。二〇〇二年法以後は、「継続性」を保護する目的も併せ持ったと評価し、それによつて、継親などの継続的な生活関係のある者への安定的な権限の付与を試みるのである。⁽⁸³⁾ また、育成扶助に関しては、二〇〇七年三

月五日の法律第二九三号⁽⁸⁴⁾で追加された三七五条四項により二年を超える措置が命ぜられる可能性を認めて、その一時性を緩和している。そしてそれは、「子がその生活場所において、人間関係的、情緒的および地理的な継続性の利益を得ることができるように」（同条同項）認められるのであり、つまり、継続性の確保が意図されている。さらに、起草者は、「託置された子がより良い情緒的安定性の利益を得」ることと、「受入れ家族が長期スパンで子の育成計画を行うことができる」ことを目的としていた。⁽⁸⁵⁾ 継続性・安定性は、本来一時性を特徴とする措置の中で実現されうることとなったのである。

（2）子の取戻し制限

こうして、子の取戻しは妨げられることがありうる。このような事態は、子を一時的に預け、近い将来に親の許へ戻すという当初の目的を考えれば、危険を孕んでいることも確かである。⁽⁸⁶⁾ そこで、子を委ねられた第三者は、措置が成功したときには子を両親に戻す義務のあることを意識すべきとの指摘がなされる。⁽⁸⁷⁾ さらに、措置の期限を定め、期限満了時に危険が已んでいれば親の許へ戻し、已んでいなければ、直ちに別のより重い措置が採られるべきことが提案される。⁽⁸⁸⁾ それによって、一時的措置ではない措置の中で、子の安定性が確保されうるのである。

2 安定性の確保

では、安定性はどのように確保されうるであろうか。本稿では、その詳細を扱うことはできないが、フランス法には、継続性・安定性に対して法的根拠を付与する方法がいくつかある。⁽⁸⁹⁾ ここでは、委託制度との継続性の中で後見制度が用意されていることを紹介して、本稿を閉じたい。三七三条の四第二項は、次のように定めている。「家族事件裁判官は、子を仮に第三者に委ねて、その者が後見の開始を申請しなければならないことを決定することが

できる。」たとえば、子と第三者との継続的な関係が想定しうる場合には、後見制度の利用が考えられうる。⁽⁹⁰⁾「一時性」が強調される単純委託制度と「安定性」が確保される後見制度とを連続させることで、一時性の意義が増しそ
うである。特別な事情がないかぎり、当該第三者が後見人として選任されうる。⁽⁹¹⁾

おわりに

本稿では、子の第三者への委託措置をととして、その一時性と安定性の意義を検討した。得られた知見は、次の三点である。第一に、一時性の意義は、親の権利義務の尊重にある。委託措置の要件には、親の不適切性は必ずしも必要でなかった。委託措置は、親権を制限する趣旨ではなく、それによって親権者の義務たる子の利益の確保を可能とする意味で、むしろ親権を補強するためにある。もともと、単純委託の場合と育成扶助における託置の場合とは、第三者との関係の重視か親からの分離の重視かという点で、両者に違いが認められた。

第二に、第三者に認められる権限の実際上の影響力の大きさが明らかになった。一時性という時間的枠組みの中では、そこで必要な最低限の行為として日常的行為が認められた。しかし、実際には、「監督および教育に関するすべての日常行為」が子にもたらす影響は大きいことが指摘された。もともと、この点は、日常的行為を認めることやその範囲が問題というよりも、第三者との同居に伴う必然的な影響ということでもできそうである。

第三に、一時性を特徴とする育成扶助制度の中に、継続性・安定性が実現される仕組みが組み込まれるに至ったことである。親子の分離・第三者との同居という事態の性質上、それが長くなればなるほど、子はその環境に安定性を獲得しやすくなる。そのような安定性に伴う子の利益が確保されるべきとする方向性が見られた。しかし、この点は、一時的措置により目指される子の利益と安定性という子の利益とは、異なる制度の中で確保されるべきと

の指摘もあった。この指摘が正当であるとすれば、確保されるべき子の利益に応じた制度が必要であり、その中では第三者に与えられる権利義務も異なるはずである。

ところで、獲得された安定性の確保の手段については、本稿ではほとんど検討するに至らなかった。この点、今後の課題としたい。

- (1) 我妻栄『親族法』（有斐閣・一九六一年）一四二頁など。
- (2) 七六六条にいう監護には教育を含まないとする説（中川善之助編『註釈親族法（上）』（有斐閣・一九五〇年）（福島四郎）二五五頁等）があつたが、次第に教育を含むと解する説（神谷笑子「離婚後の子の監護」『家族法大系Ⅲ』（有斐閣・一九五九年）二二頁等）が多くなり、近時は日常的な監護教育に関する代理権を認める見解（二宮周平「子の監護者指定（民法七六六条）の積極的活用」立命館法学二八七号（二〇〇三年）二二七頁）もある。
- (3) 以下、とくに断らないかぎり、条文はすべてフランス民法を指す。なお、同法の訳出にあたつては、とくに以下の文献を参照した。法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典——家族・相続関係——』（法曹会・一九七八年）一四七頁以下、田中通裕『親族法の歴史と課題』（信山社・一九九三年）二三四～二四五頁、同「注釈・フランス家族法（一五）」（一六・完）法と政治六五巻四号三一頁・同六六巻三号（二〇一五年）一一頁、中村紘一＝色川豪一「フランス親族法の改正——親権に関する二〇〇二年三月四日の法律第三〇五号——」比較法学三七巻一号（二〇〇三年）三二三頁。
- (4) 居所指定権の根拠規定である三七一条の三は、民法典第九章第一節「子の身上に関する親権」に配置されている。
- (5) とくで、これらとは別に、親権の（強制的）委譲制度も、同様の措置として挙げることができる。両親が子に対して明白に無関心である場合または親権の全部または一部の行使ができない場合に、子を引き取った個人や施設が、裁判官により親権行使権限を与えられる制度である（三七七条二項。拙稿「フランス法における親権の第三者への委譲（二）」『阪法六〇巻二号一四八頁以下参照』）。子の居所を第三者の住所と定めることを直接的に規定するわけではないが、親権者と子との同居が叶わない場合が想定されているといえる。
- (6) F. Terré et D. Fenouillet, *Droit civil, Les personnes-La famille-Les incapacités*, 7^e éd., Dalloz, 2005, n° 1067, 「一時性」

の要求については、一(1)(2)を参照。

(7) 三七二条一項「父母は、共同で親権を行使する」。三七二条の二第二項「両親の離別は、親権の行使の帰属の規則に影響を及ぼさなご」。

(8) P. Courbe et A. Gouttenoire, *Droit de la famille*, 6^e éd. 2013, n° 1292 et 1293.

(9) *ibid.* なお、両親の合意が得られない場合またはこの合意が子の利益に反する場合は、裁判官が決定する(三七二条の二の六第一項)。

(10) 民法典は、各所において、「親権の行使態様」と「子を第三者へ委ねること」を文言上区別している(三七五条の第三二項「親権の行使の態様について裁判する、又は子を第三者に委ねる」三七六条の一「親権の行使の態様……について裁判することを求められるとき、又は子を第三者に委ねることを決定するときは」三七三条の二の第二項「親権および訪問権の行使の態様を定める、又は子を第三者に委ねるあらゆる決定の前に」)。

(11) L. Gareil, *L'exercice de l'autorité parentale*, thèse, préf. de L. Leveneur, LGDJ, coll. Bibliothèque de droit privé, t. 413, 2004, n° 164.

(12) 裁判官による場合については、一(1)(2)にて後述する。

(13) もっとも、交替居所が選択されることもある(三七三条の二の九第一項・二項)。交替居所については、力丸祥子「離婚後の子の居所に関するフランスの交替居所(résidence alternée)制度について」比較法雑誌四一巻一号(二〇〇七年)一頁を参照。

(14) F. Terré et D. Fenouillet, *op. cit.*, n° 1058¹³。子の第三者への委託は、基本的にはそれが親権を補強する(afermir)ためになされる、例外的で一時的な措置とする。

(15) 親権の取上げ(retrait de l'autorité parentale)が言い渡されるときに、他方親が死亡し又は親権の行使を失っている場合には、子の第三者への委託がなされうることを定める規定(二三八〇条)は、ここでの検討の対象から外す。同条は、委託される第三者に対して後見編成(organisation de la tutelle)の申請をすることの負担を課している点で、本文に挙げた他の二つの措置とは性質が異なるからである。

(16) L. Gareil, *op. cit.*, n° 527, p. 310.

- (17) ところで、三七三条の第三一項と第二項は、要件と効果の関係が矛盾するようであるけれども、両者の関係はいかに理解されるべきだろうか。この点、L. Gareil, *op. cit.*, n° 536 は、一項は第三者とは関係のない両親の離別という特定の状況について定め、二項は両親の状況と関係なく第三者に関する一般原則を定めているものと解する。
- (18) 二〇〇二年法改正（後掲注35参照）前には、二八七条の一が三七三条の第三二項と同じ要件を定めていた。また、三七三条の第三三項が要件として「例外的事情」を定めている点は、改正前後で異ならない。
- (19) I. Carbonnier, *Juris-classeur civil, articles 371 à 387, fasc. 40*, 1989, spéc. n° 16. 同趣旨の裁判例として、たとえば CA Agen, 11 oct. 2007, *Juris-Data* 2007-345947 453。
- (20) H. Fulchiron, *Autorité parentale, Encycl. Dalloz*, 1991, n° 257, p. 34.
- (21) CA Reims, 7 mai 2010, n° 09/02225.
- (22) CA Metz, 29 sep. 2009, *Juris-Data* 2009-380093.
- (23) CA Fort de France, 15 nov. 2013, *Juris-Data* 2013-030670.
- (24) Civ. 1^{re}, 25 févr. 2009, *JCP* 2009, II, 10076, note M. Brusorio-Aillaud. 条文上の場面は、あくまで例示と捉えることができ（*Ibid.*, p. 24）。なお、同判決は、母が存在するにもかかわらず、認知がのちに無効となった男性へ子を委ねることを決定した事案である。男性はすでに約五年間、「父」として子と一緒に暮らしていた。
- (25) Loi n° 70-459 du 4 juin 1970 relative à l'autorité parentale, *J.O.*, 5 juin 1970, p. 5227.
- (26) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *Autorité parentale, Encycl. Dalloz*, 2004, n° 186. 同趣旨を述べるものとして、A.-M. Leroyer, «L'enfant confié à tiers: de l'autorité parentale à l'autorité familiale», *RTD civ.*, 1998, p. 590（この措置が例外的であるのは、親の権利を保障する趣旨であるから）。
- (27) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *ibid.*
- (28) *Ibid.* et H. Fulchiron, «l'exercice de l'autorité parentale en cas de décès d'un des parents», *JCP* 1990, I, n° 3462. この利益が守られる場面では、例外的事情の要件も充たされなければならない理由として、L. Gareil, *op. cit.*, n° 537 et 538 が、同趣旨の主張をする。
- (29) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *ibid.*

- (30) TGI Saint Etienne, 30 sept. 1986.
- (31) CA Bordeaux, 6^e ch., 8 mars 2005, *Juris-Data* n° 2005-270231; *JCP* 2005. IV. 3038, dir. par E. Garçon et V. Larribaut Terneyre.
- (32) L. Lestienne-Sauvé, *Le beau-parent en droit français et en droit anglais*, thèse, préf. de G. Champenois, LGDJ, coll. Bibliothèque de droit privé, t. 550, 2013, n° 247. M. Rebourg, *La prise en charge de l'enfant par son beau-parent*, thèse, Defrénois, 2003, n° 424-2450.
- (33) CA Colmar 5 oct. 2004, *Juris-Data* 2004-267456.
- (34) CA Aix-en-Provence, 6 nov. 2008, *Juris-Data* 2008-006946.
- (35) Loi n° 2002-305 du 4 mars 2002 relative à l'autorité parentale (*J.O.* 5 mars 2002, p. 4161), *ナレ*「二〇〇二法律」。
- (36) 一九九三年一月八日の法律 (Loi n° 93-22 du 8 janvier 1993 modifiant le code civil relative à l'état civil, à la famille et aux droits de l'enfant et instituant le juge aux affaires familiales, *J.O.* 9 janvier 1993, p. 495) (以下「一九九三年法」) に基く。
- (37) 立法者は「二八七条の二に倣つ」あるいは「踏襲しつ」としか述べてゐない (M. Dolez, *Rapport fait au nom de la Commission des lois*, AN, n° 3117, p. 54 et 58.)。
- (38) Civ. 1^{re}, 25 févr. 2009, *préc.*..
- (39) Agen, 11 avr. 2013, *RTD civ.* 2013, 830, obs. J. Hauser.
- (40) L. Gareil, *op. cit.*, n° 538.
- (41) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *préc.*, n° 187.
- (42) M.-L. Delosse-Cicile, *Le lien parental*, thèse, éd. Panthéon Assas, LGDJ, 2003, n° 434.
- (43) A.-M. Leroyer, *préc.*, p. 595. そのような子の利益に従つた修正・決定権限は、離婚後に単独親権とされる場合にも裁判官に与えられるけれども、親権単独行使が「仮に」なされることは求められていないことを指摘する。
- (44) A.-M. Leroyer, *préc.*, p. 596.
- (45) 上の点から一時性及後見との連続性については、本稿「二二」で扱う。

- (46) 育成扶助制度については、とくに、山脇貞司「フランスの育成扶助 (assistance éducative) 制度」ケ研二〇三号 (一九八五年) 一五七頁、田中通裕「フランスの親権法」民商一三六卷四＝五号 (二〇〇七年) 四六五頁、安見ゆかり「フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について」青山法学論集五三卷 (二〇一一年) 一六五頁、久保野恵美子「親権に関する外国法資料 (一)——フランス法、イギリス法」大村敦志ほか編『比較家族法研究』(商事法務・二〇一二年) 三九三頁以下、水留正流「フランスにおける児童虐待防止システム」町野朔ほか編『児童虐待と児童保護——国際的視点で考える——』(上智大学出版・二〇一二年)、三輪和宏「フランスにおける児童虐待防止制度」レファレンス七七五号 (二〇一五年) 八一頁を参照した。
- (47) J.-F. Eschylle et M. Huyette, *Juris-classueur civil, articles 371 à 387, fasc. 21*, 2015, n° 1.
- (48) 安見ゆかり・前掲一七〇頁。
- (49) ハリでいこう「(未成年者の) 現在の環境 (son milieu actuel)」が指すのは、「原則として、子の生来の家庭環境 (le milieu familial naturel de l'enfant)」であるとするのが、多くの判例の立場である (たとえば、Civ. 1^{re}, 23 janv. 1985, *Bull. civ.* I, n° 35; Civ. 1^{re}, 28 mai 2014, n° de pourvoi 13-12337など)。
- (50) もともと、両者は二者択一の措置とごうわけではな³⁰。二〇〇七年三月五日の法律第三〇八号 (Loi n° 2007-308 du 5 mars 2007 portant réforme de la protection juridique des majeurs, *J. O.* 7 mars 2007, p. 4325. 以下、二〇〇七年三〇八号法。) により、両者の中間的な措置が定められ、裁判官はより柔軟に措置を決定しうることとなった。すなわち、子の「例外的又は定期的宿泊」(三七五条の二第二項) や、施設等による「日中の又は他の引取り態様による未成年者の受入れ」(三七五条の三第一項四号) を決定することもできる。
- (51) 育成扶助制度が対象とする「危険な状態にある」未成年者の範囲については、水留正流・前掲一一八―一二〇頁、三輪和宏・前掲八七―八八頁を参照。
- (52) それ以外には、「他方の親」(一号)、「日中に又は他の引取り態様で未成年者を受け入れる機関又は施設」(四号)、「一般又は専門の、保健又は教育の機関又は施設」(五号) が託置の相手方となる。このうち最も適用例が多いのは、県の児童社会扶助機関とされる (久保野恵美子・前掲三九四頁)。
- (53) それまでは機関又は施設による措置に対してのみ二年の期間制限がかけられていたが、二〇一六年三月二四日の法律

(Loi n° 2016-297 du 14 mars 2016 relative à la protection de l'enfant, *J.O.* 15 mars 2016, 以下「二〇一六年法」)により、すべての託置措置にこの期間制限が適用されるようになった(同法律三〇条)。

(54) A. Gouttenoire, in *Droit de la famille*, dir. par P. Murat, 4^e éd. *Dalloz Action*, 2007, n° 232.152.

(55) L. Gareil, *op. cit.*, n° 549.

(56) *Ibid.*

(57) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *préc.*, n° 215; G. Raymond, «De la réalité de l'absence du couple conjugal à la fiction de l'unité du couple parental», *JCP* 1987. I. 3299, n° 13.

(58) L. Gareil, *op. cit.*, n° 547.

(59) *ibid.* その意味で、親権の共有的委譲の場合(三七七条の二第二項)には、委譲者と被委譲者(第三者)とが共同で親権を行使するから、両者の間で三七二条の二における推定がはたらきうる(同条同項)。

(60) たぐやち、R. Legeais, «l'autorité parentale», *Défrenois* 1971, art. 2954, n° 89, p. 1109; J. Hauser et D. Huet-Weiller, *Traité de droit civil, la famille 2: dissolution de la famille*, 2^e éd., LGDJ, 1997, n° 515.

(61) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *préc.*, n° 215.

(62) A. Gouttenoire et H. Fulchiron, *ibid.*; G. Raymond, *ibid.*

(63) G. Raymond, *ibid.*

(64) 前掲注10を参照。

(65) A.-M. Leroyer, *préc.*, p. 592; L. Gareil, *op. cit.*, n° 164 et 528.

(66) この規定は、ほとんど議論がなされずに採用されたといわれており(G. Raymond, *ibid.*)、解釈上、立法段階の議論は参考にしえない。

(67) 親権者という法的地位(titularité de l'autorité parentale)との結びつきが相対的に弱く、元来の親権者である父母から分離して行使されうる権利義務を指す(拙稿「第三者による子の養育と親権——フランス法からの考察」私法七七号一七八頁以下を参照)。

(68) 三七五条の七第二項「第三七三条の四および親権の所持者の同意なしに日常的でない行為を実行することを第三者に許

可する特別の規定を別にして、児童裁判官は、例外的に、子の利益がそれを正当化するすべての場合において、子が委ねられた者、機関又は施設に、親権の所持者の濫用的若しくは正当化されない拒否又は懈怠があったときには、請求者がこの措置の必要性の証明をもちたすことを条件に、親権に属する行為を行使することを許可することができる。」

(69) L. Gareil, *op. cit.*, n° 558.

(70) A.-M. Leroyer, *préc.*, p. 591; L. Gareil, *op. cit.*, n° 549.

(71) L. Gareil, *op. cit.*, n° 550

(72) Ph. Simler, «La notion de garde de l'enfant (sa signification et son rôle au regard de l'autorité parentale)», *RTD civ.* 1972, 685.

(73) L. Gareil, *op. cit.*, p. 324.

(74) この点での子の利益の転換とどう発想は、L. Gareil, *op. cit.*, n° 616 à 619. において、その危険性の指摘とともに述べられてゐる。ガレイユは、親権の委譲・取上げ・裁判上の遺棄〔遺棄宣言〕について検討を加えているが、委託措置の場合にも同様のことがいふべき(L. Gareil, *op. cit.*, n° 619)。なお、「裁判上の遺棄〔遺棄宣言〕(abandon judiciaire [déclaration d'abandon])」とは、三五〇条に定められる措置のことを指していたが、二〇一六年法によって三五〇条は削除され、新たに第五款「裁判上の親の放棄宣言 (déclaration judiciaire de délaissement parental)」が設けられて、三八一条の一および三八一条の二に規定されている。

(75) 注49参照。

(76) Civ. 1^{re}, 4 juill. 1978, *Bull. civ.* I, n° 249.

(77) Civ. 1^{re}, 17 nov. 1981, *Bull. civ.* I, n° 336.

(78) Civ. 1^{re}, 11 mai 1976, *Bull. civ.* I, n° 162.

(79) A.-M. Leroyer, *préc.*, p. 595に紹介されている事例 (Cass. req. 5 juin 1931, *DH* 1931, 361. 原文に「たゞ」ではなく「た」。

(80) Cass. 1^{re} civ., 16 janv. 1979, *JCP* 1979, IV, 95.

(81) M.-L. Delosse-Cicile, *op. cit.*, n° 430 s.

- (82) A.-M. Leroyer, *préc.*, p. 596 s..
- (83) L. Lestienne-Sauvé, *op. cit.*, n° 260. 同条が、同法改正によって新たに設けられた「第三者の介入」の款に位置づけられたこと、および、それが「例外的な事情」のもとのみ問題となることを理由とする。また、M. Rebours, *op. cit.*, n° 425 は、「安定性」が子の利益となることを指摘したうえで、いわゆる複合家族における義理の兄弟姉妹の不分離について言及する。三七一条の五に定められる原則（子は、その兄弟姉妹から分離されてはならない。……）を複合家族における兄弟姉妹にも適用したうえで、彼らの分離を「例外的状況」（三七三条の三）に含めうると考える。
- (84) Loi n° 2007-293 du 5 mars 2007 sur la protection de l'enfance, *J. O.* 6 mars 2007, p. 4215.
- (85) A. Lardeux, *Rapport sur le projet de loi réformant la protection de l'enfance*, Sénat n° 205, p. 34.
- (86) L. Gareil, *op. cit.*, n° 610 s., spéc. n° 619.
- (87) M.-L. Delfosse-Cicile, *op. cit.*, n° 435 s. 1) のような義務は、第三者への子の委託や育成扶助などの一時性を予定されている措置にもついてもなお要求される（G. Ruffieux, *Les sanctions des obligations familiales*, these, coll. Nouvelle Bibliothèque de Thèses, v. 138, Dalloz, 2014, n° 575）。
- (88) M.-L. Delfosse-Cicile, *op. cit.*, n° 287.
- (89) 乱暴な列举にするが、たとえば、親権の委譲制度、養子縁組、後見制度の利用が考えられる。
- (90) L. Lestienne-Sauvé, *op. cit.*, n° 260.
- (91) F. Terré et D. Fenouillet, *op. cit.*, n° 1067. フランスの後見制度は、二〇〇七年三〇八号法で全面的な改正を受けている。同法により、それまで定められていた「尊属優先」規定はなくなり、祖父母以外の第三者にも後見人としての門戸は広げられることとなった。しかし、家族会（conseil de famille）が存在し、これが後見人の選任の場面でも、選任後の被後見人のためのあらゆる決定の場面でも、大きな役割を果たしているフランス法において、第三者が当然に後見人となりうるか判断するには、さらなる研究が必要である。